

令和6年度公益財団法人福島県総合社会福祉基金 助成募集の御案内

公益財団法人福島県総合社会福祉基金では公益目的事業として、民間社会福祉活動の基盤づくりを推進するため、福祉団体の活動に助成を行っています。

助成事業の概要

対象事業	助成率	助成限度額	備考
社会福祉施設・設備の整備事業	助成対象と認める経費の8/10以内	400万円以内	国、県、市町村、公益法人、民間団体の補助を受けて行うものを除く
地域福祉を促進する事業		150万円以内	・公的な補助事業、委託事業を除く ・団体運営のための人件費等の経常経費を除く

(注)・応募多数の場合、過去3年(令和3年度～令和5年度)に助成を受けていない団体を優先します。
・申込状況から、助成申込額を調整して助成する場合がございます。

(助成対象外となるもの)

1. 助成決定以前に契約、着手した工事や備品等の購入。
(助成決定後に発覚した場合には助成取消といたします。)
2. 新規施設開設または開設後1年を経過していない事業。
3. 経常経費。
4. 申込事業が法令上違反状態にあり解消を目的とした事業。
5. 学童保育、子ども食堂、フードバンク

○具体的な助成事業内容(これまでの助成の一例)

◇社会福祉施設・設備の整備事業

事業名	事業内容	助成金対象経費
浴室・トイレ等の施設改修工事	老朽化や衛生面の改善、施設の改良等を目的とした各種施設改修工事を行う	施設改修工事費用
空調・給湯器等の設備改修工事	経年劣化による故障や破損、設備の改善を目的とした各種設備改修工事を行う	設備改修工事費用

※上記以外にも施設利用者の処遇改善を目的とした施設・設備の整備が助成の対象となります。

◇地域福祉を促進する事業

事業名	事業内容	助成金対象経費
調査・研究事業	地域福祉の推進を目的とした調査・研究を行う。	対象事業を実施するのに必要な経費(諸謝金、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等)
研修会・講演会の開催	福祉教育や啓発等を目的とした研修会や講演会を開催する。	
備品整備	利用者の作業効率及び販売能力向上や入所者の処遇改善のため必要な備品を整備する。	備品購入費用
車両整備	利用者宅への訪問相談・送迎等のため車両を整備する。	車両購入費用

※上記以外にも地域福祉の推進を目的とした活動(活動に必要な機材の整備を含む)が助成の対象となります。

申請の受付期間

令和6年5月10日(金)～令和6年6月7日(金) 必着